



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

2025年春の保険料改定

○ 令和7年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者負担分)

・東京都	9.91% (4.955%)	引下げ
・千葉県	9.79% (4.895%)	引上げ
・埼玉県	9.76% (4.880%)	引下げ
・神奈川県	9.92% (4.960%)	引下げ
・栃木県	9.82% (4.910%)	引上げ
・茨城県	9.67% (4.835%)	引上げ
・群馬県	9.77% (4.885%)	引下げ

○ 令和7年3月分(4月納付分)から協会けんぽの介護保険料率改定(カッコ内は被保険者負担分)

・全国一律	1.59% (0.795%)	引下げ
-------	----------------	-----

○ 令和7年度の労災保険料率

令和6年度から変更ありません。「その他の各種事業」の労災保険料率は3/1000で変わりません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko-you_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousa_i_hokenritsu_kaitei.html

○ 令和7年度の雇用保険料率

一般の事業の場合、労使で現在は賃金の計1.55%を負担している保険料率が、令和7年度は1.45%に引き下げられます。うち、労働者の負担分は0.55%、事業主負担分は0.9%となります。

詳しくは下記リーフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>

「育児時短就業給付金」の創設

令和7年4月1日から、雇用保険の被保険者で一定の条件を満たした方が、**2歳未満の子**を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと「育児時短就業給付金」の支給を受けることができますようになります。支給率は、育児時短就業中に支払われた賃金額の**10%**が原則ですが、

育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

詳しくは下記リーフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

「出生後休業支援給付金」の創設

令和7年4月1日から「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受ける方が、**両親ともに**一定期間内に通算して**14日以上**の育児休業(産後パパ育休を含む)を取得し一定の要件を満たすと「出生後休業支援給付金」の支給を受けることができますようになります。

支給期間は**最大で28日間**、休業開始時賃金日額の**13%**が支給され、「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」とあわせて、給付率80%の給付となります。

申請の留意点は、**従業員の配偶者**の雇用保険の被保険者番号や育児休業開始年月日の確認や、配偶者が育児休業をできないケースの場合には「配偶者の状態」の確認が必要となる点です。

詳しくは下記リーフレットをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯 **09035225025** までお願いします。ZoomやWebex等の面談にも対応しております。

